

(介護予防)訪問リハビリテーション重要事項説明書

1 イムス埼玉越谷病院の概要

(1) 事業所の名称等

名 称	イムス埼玉越谷病院 訪問リハビリテーション
事業所番号	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション（指定事業所番号1110801191）
所在地	〒343-0838 埼玉県越谷市蒲生4-13-23
直通電話番号	080-7677-2098
（病院電話番号）	048-999-6682（代）
FAX番号	048-984-7864（リハビリ科）
通常の事業の実施地域	越谷市、草加市

(2) 営業日等

営業日	月曜日から土曜日まで （日曜日及び12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 勤務体制

職種・資格	人数	備考
医師	1名	病院兼務
理学療法士	9名	非専従者病院勤務
作業療法士	0名	非専従者病院勤務
言語聴覚士	1名	非専従者病院兼務
事務員	1名	医事課兼務

2 サービス内容

- ・身体機能訓練・・・・・・・・・・専門のリハスタッフの評価の元、利用者様の状況に適した機能訓練を行います。残存機能を活用し、自宅での生活が継続できるよう身体機能の維持回復に努めます。
- ・日常生活動作訓練・・・・・・利用者様の状況に応じて必要な日常生活動作の評価・訓練を行うと共により良い生活を送れるよう援助を行います。
- ・介助指導・・・・・・・・・・ベッドからの起き上がり、立ち上がり、車椅子への乗り移り、ご本人や、ご家族の負担が軽くなるような介助の方法をアドバイスさせていただきます。
- ・生活環境・・・・・・・・・・福祉用具の選択や住宅改修のアドバイスを行います。
- ・趣味、余暇活動・・・・・・・・・・趣味活動や、社会活動への参加など、その人らしい生活が出来るように支援させていただきます。

3 料金は契約書別紙の通りです。

利用者負担金のお支払いは、原則月末締めにて翌月の10日以降に請求書の発行、口座引き落とし日は、翌月27日とさせていただきます。

※お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

4 サービスの中止・休止に当たっての留意事項

- (1) 当事業所の基準で、体調不良と判断される場合には、サービスの提供をお断りすることがあります。
- (2) イムス埼玉越谷病院訪問リハビリテーション事業所内または、イムス埼玉越谷病院内において、サービスの提供が不可能となった場合は(悪天候、天災、人材等)、利用者に速やかに連絡を行い、サービスを休止致します。
- (3) 正当な理由がなくご利用中止が度重なる場合はご利用契約の解除を申し出る場合があります。
- (4) 利用者様が介護保険施設へ入所、入院等で長期お休みになる場合、お待ちいただいている方に枠をお譲りする等、契約解除のお願いをさせていただくことがあります。ご了承ください。
※検査入院等で入院期間が限定されている場合はご相談させていただきます。
- (5) 契約期間は要介護/要支援認定の有効期間満了日までとなります。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに救急車要請、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

家族等	氏名 (優先①)	続柄 :
	住所	
	電話番号	(自宅・職場・携帯)
	氏名 (優先②)	続柄 : 連絡先 :
主治医	病院名	
	医師名	
	住所・電話番号	TEL :

6 事故発生時の対応

サービス提供中に当事業所の非により事故が発生した場合は、利用者様のご家族、市町村、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

7 非常災害対策

- (1) 事業所に災害対策に関する担当者（防火責任者）をおき、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火責任者：事務長 佐藤弘隆

- (2) 非常災害対策に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報、連携体制を整備し、定期的に職員に周知します。
- (3) 定期的に避難、救助その他必要な訓練を行います。

8 サービス提供に関する相談、苦情

- (1) 苦情処理の体制及び手順

- ① サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- (2) 苦情相談窓口

担 当	訪問リハビリ責任者 大森 渉吾
電話番号	080-7677-2098（直通） 048-999-6682（代）
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受 付 日	月曜日から金曜日まで （土・日曜日、12月31日から1月3日までを除く。）

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

越谷市地域共生部介護保険課	048-963-9305（直通）
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情対応係	048-824-2568 （苦情相談専用）

9 虐待の防止

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じます。
- ア. 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- 虐待防止に関する責任者：訪問リハビリ管理者
- イ. 成年後見制度の利用を支援します。
- ウ. 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (2) サービス提供中に、介護事業所または擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報いたします。

10 サービスの利用に当たっての留意事項

(1) 必要事項

- ①サービス利用の際は介護保険証の確認をさせていただきます
- ②指定難病の方は特定医療費受給者証の確認をさせていただきます。
- ③(介護予防)訪問リハビリテーションのご利用には3ヶ月に1度、当院の外来受診が必要となります。
- ④利用者様及び同居ご家族が感染症に罹患されている場合は、お休みとさせていただきます。
- ⑤運営上の都合により担当が変更になることがありますのでご了承ください。
- ⑥担当の突発休などにより当日のリハビリ担当が急に変更になることがあります。事前の連絡ができないこともありますのでご了承ください。
- ⑦学生のリハビリ見学をお願いすることがあります(学生さんと一緒に訪問させて頂き、担当セラピストがリハビリを実施する様子を見学する)。必ず事前に確認を取ってから、実施いたします。
- ⑧リハビリ中止基準の設定のため、定期的に検査をお願いすることがあります。尚、検査にかかる費用は利用者負担となります。

(2) 禁止事項

- ①職員(または他利用者)に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ②職員(または他利用者)に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③職員(または他利用者)に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為)
- ④利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書、書類などのお預かりはご遠慮させていただきます。
- ⑤利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受はご遠慮させていただきます。
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食は致しません。
- ⑦利用者又は第三者等の生命や、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は致しません
- ⑧利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動は致しません。

10 併設・関連事業所

○イムス埼玉越谷病院

〒343-0838 埼玉県越谷市蒲生4-13-23

TEL048-999-6682(代) FAX048-971-5087

○イムス埼玉越谷病院通所リハビリテーション

〒343-0838 埼玉県越谷市蒲生4-13-23

TEL048-984-7631 FAX048-984-7864

○越谷ロイヤル訪問看護ステーション

〒343-0831 埼玉県越谷市伊原1-2-4

TEL048-940-5682 FAX048-940-5676

○イムス埼玉越谷病院居宅介護支援事業所

〒343-0831 埼玉県越谷市伊原1-2-4

TEL048-940-5774 FAX048-940-5676

○越谷市地域包括支援センター南越谷

〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷4丁目21番1

南越谷地区センター・パレット内1F

TEL048-999-6651 FAX048-999-6678

指定訪問リハビリテーション、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 埼玉県越谷市蒲生4-13-23

法人名 医療法人財団明理会

代表者名 中村 哲也

説明者

事業所名 イムス埼玉越谷病院訪問リハビリテーション

氏 名 印

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

利用者

氏名 印

(身元保証人)

氏名 印

付則

この重要事項説明書は、令和8年10月1日より施行する